

住民税非課税世帯などを支援

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力やガスのほか、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえて、家計への影響が大きい低所得世帯の生活を支援するための給付金が支給されます。

支給額

1世帯当たり5万円

支給対象

次のいずれかに当てはまる世帯 ※いずれに該当する場合でも支給は1世帯1回限り。
住民税非課税世帯
 令和4年9月30日に旭市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

家計急変世帯

令和4年1月から12月までの間に、世帯全員の収入が減少し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表に示す額以下になる世帯

〈共通事項〉

世帯全員が、住民税が課税されている親族などに扶養されている場合は対象外

いる場合は対象外

申請手続きなど

確認書による手続き

世帯全員が住民税非課税であることが確認できた世帯には、支給要件確認書が届くので、内容を確認し必要事項を記入の上、同封された返信用封筒で返送してください。

申請書による手続き

支給要件確認書が届いていない住民税非課税世帯や家計急変世帯は、申請手続きが必要です。申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、郵送で提出してください。

申請書は市役所、海上庁舎、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、ひかた市民センター、旭市社会福祉協議会で入手できるほか、市ホームページ

からダウンロードできます。

※申請に関するくわしいことや不明な点は、問い合わせてください。

申請期限

確認書の提出期限／令和5年1月31日(火) ※消印有効。

申請書の提出期限／令和5年3月10日(金) ※消印有効。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の

2132 電力・ガス・食料品

等価格高騰緊急支援給付金担当

窓口(社会福祉課内)

場所・市役所1階歴史を学ぶ場

受付時間・平日午前9時～午

後4時 ※年末年始を除く。

☎62・5376

【別表】住民税均等割非課税相当限度額

扶養する親族の数	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,683,999円	1,108,000円
3人	2,099,999円	1,388,000円
4人	2,499,999円	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合(右欄の額を超える場合は上欄を適用)	2,043,999円	1,350,000円

申請はお早めに!

